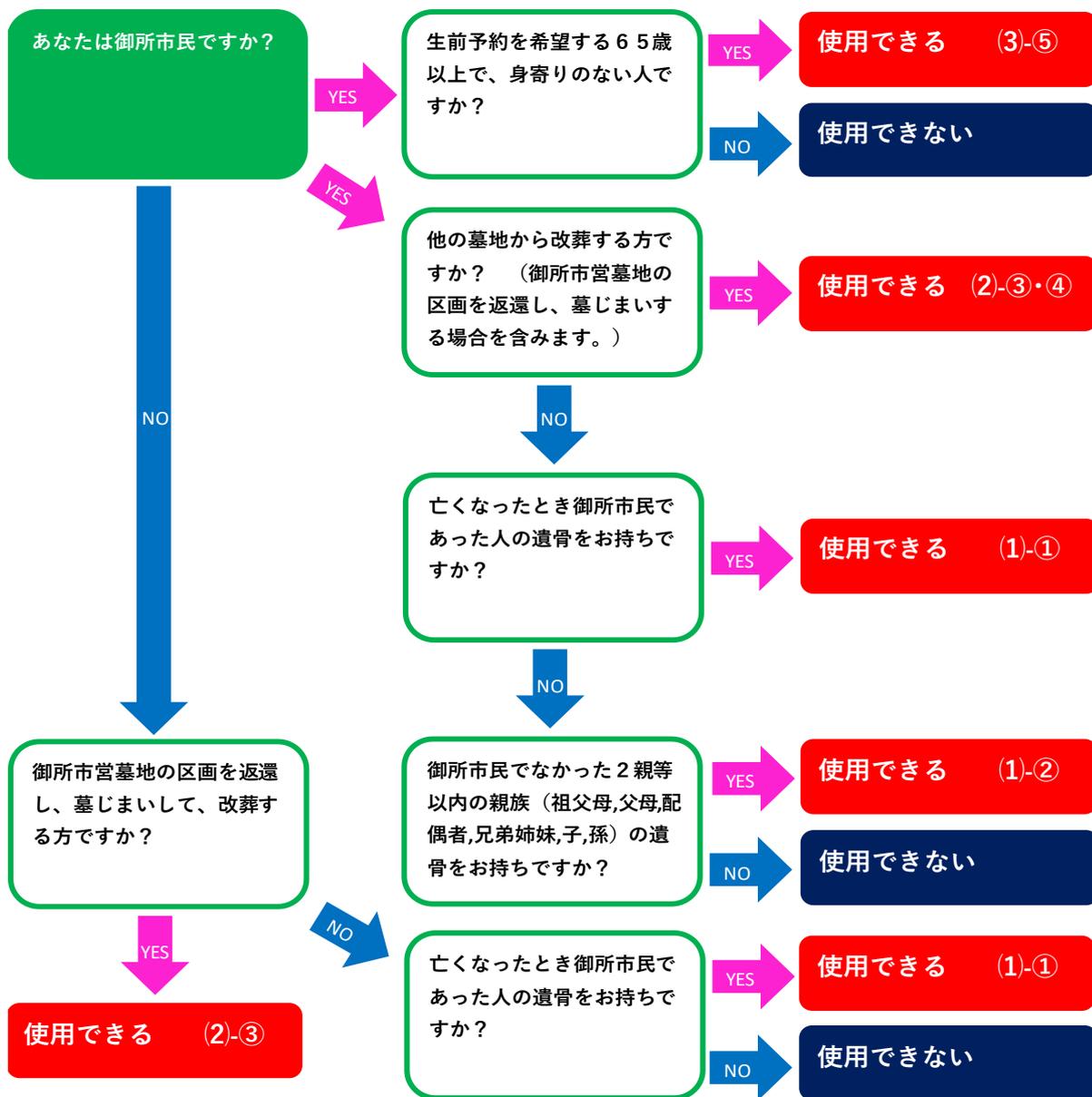


合葬墓使用資格確認用フローチャート



●使用者の資格

(1) 遺骨を所持している場合

- ① 亡くなったとき御所市民であった人の遺骨をお持ちの方
- ② 亡くなったとき御所市民でなかった2親等以内の親族（祖父母、父母、配偶者、兄弟、子、孫）の遺骨をお持ちの方（御所市民の人に限りません。）

(2) 他の墓地から遺骨を移す（改葬する）場合

- ③ 御所市営墓地の一般墓地を使用している人で、墓地区画を返還（墓じまい）して合葬墓に遺骨を改葬する方
- ④ 御所市営墓地以外の墓地から合葬墓に遺骨を改葬する方（御所市民の人に限りません。）

(3) 生前予約をする場合

- ⑤ 満65歳以上の御所市民の方（身寄りのない人）